

平成 28 年 8 月 31 日

個人情報保護委員会事務局 御中

一般社団法人全国銀行協会

「個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」および  
「個人情報の保護に関する法律施行規則（案）」に対する意見等について

平成 28 年 8 月 2 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見等を別紙のと  
おり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

平成 28 年 8 月 31 日

「個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」  
および「個人情報の保護に関する法律施行規則（案）」に対する意見等

1. 標記政令案等に対する意見提出に併せて改めて要望する事項

No.	意見
1	<p>銀行は、改正個人情報保護法の全面施行日までに必要に応じて態勢整備（実務態勢の構築、従業員研修、システム改修・帳票改訂等）を行うこととなる。特にシステム改修・帳票改訂等の対応は、政令・施行規則、ガイドライン、Q &amp; A 等の内容を踏まえ、その可否を判定したうえで、改修等が必要な場合には当該対応に係る作業を相当の日数をかけて行うこととなる。さらに、全事業者が法令等の対象となることから、システム改修の作業が施行直前の一定の時期に集中することが予想される。</p> <p>このため、改正個人情報保護法の全面施行日は、銀行を含む事業者において発生する作業の見通し等を踏まえ、改正法対応のための準備期間を十分に確保できるよう配慮いただきたい。</p> <p>併せて、個人識別符号、要配慮個人情報、匿名加工情報に係る規定等が新設されたことに鑑み、全面施行に向け、過剰な反応が生じないよう、国民・事業者等に対して制度の全容を十分に周知いただきたい。</p>
2	<p>改正法第 25 条および第 26 条による個人データの第三者提供に係る確認・記録義務は、名簿屋対策の規定であり、正常な事業活動を行っている事業者に対する過度な負担を課すことを立法趣旨とするものではないと理解している。国会においても、「第三者提供に係る記録の作成等の義務については、その目的と実効性を確保しつつ、事業者に過度な負担とならないように十分に配慮するとともに、悪質な事業者への対策については一般の事業者に過度な負担とならないよう実態調査を行った上で、有効な措置を講ずること」（衆議院内閣委員会における附帯決議（平成 27 年 5 月 20 日））および「第三者提供に係る記録の作成等の義務については、その目的と実効性を確保しつつ、事業者に過度な負担とならないよう十分に配慮すること」（参議院内閣委員会における附帯決議（平成 27 年 8 月 27 日））とされている。</p> <p>また、改正法第 6 条においては、国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を構築する旨が規定されているが、海外では課されていない確認・記録義務を、金融機関を含めた正常な事業活動を行っている事業者に課すことで、わが国の国際競争力が損なわれる可能性を憂慮する。</p> <p>銀行においては、振込、外国送金、手形交換、個人信用情報機関への登録および電子記録債権の発生・譲渡等、個人データの授受を日常的に行っている。これらは銀行法や金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「金融庁 G L」という。）などの法令等を遵守しながら、利用目的の範囲内で、顧客の指図・依頼等にもとづき行っているものであり、改正法の趣旨である名簿屋対策と併せて一律に規制されるものではないと考える。こうし</p>

No.	意見
	<p>た取引は、日常かつ大量に生じるものであり、これらに確認・記録義務が課せられ、新たな事務負担が加わることになると、銀行の事務負担の増加もさることながら、その他の事業者においても事務負担が増加することとなり、経済一般に深刻な損失が生じる懸念がある。</p> <p>したがって、個人情報保護委員会が公表している第三者提供における確認記録義務の方向性に係る資料における「実質的に第三者提供ではない」との考え方を様々な取引に当てはめられるよう検討いただくとともに、規則案で示されている確認・記録事項についても、明確に書面等で記録されている場合以外にも、種々の社内帳票その他のエビデンスをもって、本人同意がある旨、個人データの提供先または提供元等が明らかであれば、情報の流通経路もトレースできることから、そうした各事業者におけるトレーサビリティの確保を柔軟に認めていただき、こうした考え方を今後策定されるガイドライン等に記載いただきたい。</p>

## 2. 「個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」に対する確認事項

### (1) 個人識別符号関係

No.	該当箇所	確認事項
1	第1条 第1項 第1号、 規則案 第2条	防犯ビデオの動画・画像または電話での会話の録音等を電子データとして保存しているところ、当該電子データが「特定の個人を識別することができる水準が確保」されるような変換がなされていない場合には、個人識別符号には該当しないとの理解でよいか。

### (2) 要配慮個人情報関係

No.	該当箇所	確認事項
1	第2条	顧客本人との会話・コミュニケーションの中で、顧客が自らの「要配慮個人情報」を担当者に伝えた場合は、黙示の同意があると考えられ、会話等の途中で要配慮個人情報の取得に係る明示的な同意を取得する必要はないとの理解でよいか。
2	第2条	身体障害、知的障害、精神障害等の情報が要配慮個人情報に含まれるとしているが、具体的な障害名を含まない情報（例えば「目が不自由」、「手が不自由」と記録すること）についても要配慮個人情報の対象となるか。実務上、目の不自由な顧客に対して代筆対応するケースがあり、その際、代筆の理由として「目が不自由」、「手が不自由」と行内的に記録を残しておくことがあるため確認したい。
3	第2条 第1・3号	政令案第2条第1号（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること）および第3号（健康診断その他の検査の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと）について、「障害があるという事実そのもの」または「指導・診療・調剤がなされたという事実そのもの」を要配慮個人情報として扱うのではなく、あくまでも「障害の内容」や「指導・診療・調剤の内容」について要配慮個人情報として取り扱うとの理解でよいか。

No.	該当箇所	確認事項
4	第2条 第2・3号	<p>ADR 機関等は、顧客等である申出人からの苦情等を受け付け、必要に応じて事業者への取次ぎをしている。</p> <p>こうした業務において、直接本人から苦情等が寄せられるのではなく、第三者が介在したかたちで苦情等の受付を行う場合があり、要配慮個人情報の取得にかかる本人同意を得るという作業は極めて困難であり、顧客利便性が低下するおそれがある。</p> <p>したがって、例えば以下の事例が要配慮個人情報の取得に該当する場合に、同取得は、法第17条第2項第2号の「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当し、本人同意を不要とする取扱いでよい。</p> <p>【問題となる事例】</p> <p>①「母親Aが病気で寝込んでおり、医者から安静にと言われているため、私（子息）が銀行窓口で親の預金口座から入院費用を引き出したいと思うが、可能か」（Aの子息からの相談）</p> <p>②「母親Aは、医者からアルツハイマーと言われており、まともに話ができる状態ではないため、代わりに相談を申し出た。」（Aの親族等からの相談）</p> <p>③「本日、相談室に来所する予定だったが、母親Aが転倒し、負傷した。医者からもらった湿布薬で状態は落ち着いているが、念のため、来所日時を変更してもらえないか。」（Aの子息からの相談）</p> <p>④「母親Aが振り込み詐欺に遭ったため、口座を凍結してほしい。」（Aの子息からの相談）</p> <p>⑤「両親で息子Aの銀行口座を管理していたが、過去に、母親（妻）が息子Aの銀行口座を売却してしまったため、息子Aの銀行口座が開設できなくなってしまった。どうすればよいか。」（Aの父親からの相談）</p> <p>なお、「法2条3項の「犯罪の経歴」の「犯罪」とは、本人が有罪判決を受けこれが確定した事実を意味すると理解している。法第2条3項の「犯罪により害を被った事実」の「犯罪」も、これと同義という理解でよいか。この理解でよい場合、例えば、上記④の「母親Aが振り込み詐欺に遭ったため、口座を凍結してほしい。」（Aの子息からの相談）について、母親Aの振り込み詐欺被害の情報は、そもそも要配慮個人情報には当たらないとの理解でよいか。ADR 機関等においては、預金者等から「何者かによって預金通帳・キャッシュカードが盗まれた」等のこの種の申出を多数受けており、これらの情報は、いずれも「犯罪により害を被った事実」を推知させる情報にすぎず、「要配慮個人情報」に当たらないことを確認したい。</p>

No.	該当箇所	確認事項
5	第2条 第2・3号	政令第2条第2号および第3号に関連して、例えば風邪、腰痛、高血圧による調剤など比較的軽度と考えられるもの、あるいは「異常なし」の診断は、法でいう「本人に対する不当な差別、偏見、その他の不利益が生じるもの」には該当せず、要配慮個人情報に該当しないとの理解でよいか。
6	第2条 第3・4・5号	政令第2条で示された要配慮個人情報における「健康診断その他の検査の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。」「本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。」「本人を非行少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。」について、それぞれ確証ある事実にもとづいた情報である場合を対象とするものであり、例えば第三者から伝え聞いた噂話程度の裏付けのない推知情報は要配慮個人情報に該当しないとの理解でよいか。
7	第2条 第4号	ある人物が反社会的勢力である旨の情報は、法令で定める犯罪の経歴等には該当せず要配慮個人情報には該当しないとの理解でよいか。 仮に要配慮個人情報に該当する場合には、銀行取引等に関連して取得する場合に、予め本人から同意を得ることは困難であることから、法第17条第2項第2号の「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当するとの理解でよいか。
8	第2条 第4号	従業員が被疑者または被告人として刑事事件に関する手続が行われたとの要配慮個人情報が、当該従業員の家族等の第三者から従業員の勤務先に寄せられた場合、勤務先はレピュテーション管理の観点から、当該情報を取得する必要があると考えられる。このような場合には、法第17条第2項第2号における「（勤務先の）財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当し、本人の同意なく当該要配慮個人情報を取得できるとの理解でよいか。
9	第2条 第4・5号	政令第2条第4号・第5号において、刑事事件または保護事件に関する手続が行われたことが要配慮個人情報になると規定されているが、外国政府（外国の警察）による逮捕等は含まれないとの理解でよいか。

No.	該当箇所	確認事項
10	第7条 第1号	「本人を目視し、又は撮影することにより、その外見上明らかな要配慮個人情報を取得する場合」には本人同意が不要とされているが、知的障害または精神障害は、目視ではなく本人との会話におけるその様子等で取得することもあり、こうした場合も政令第7条第1号で本人の同意が不要となるか。該当しないのであれば、そうした取得も、本人の同意なく当該要配慮個人情報を取得できる場合として手当てしていただきたい。
11	第2条、 第7条	改正個人情報保護法上の「要配慮個人情報」と金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの「機微情報」は、取扱いや範囲に違いがあるが、両者の関係性を明確化いただきたい。

### (3) 個人情報データベース等関係

No.	該当箇所	確認事項
1	第3条 第1項	個人情報データベース等の定義から除外されるものの要件として「販売することを目的」あるいは「随時に購入することができ」とあるが、無償配布は含まれないとの理解でよいか。
2	第3条 第1項 第3号	例えば、電話帳に架電先の個人にマーカーを付したのものや、住宅地図に訪問先の個人宅にマーカーを付したのものについても、「生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているもの」に該当するとの理解でよいか。

### 3. 「個人情報の保護に関する法律施行規則（案）」に対する確認事項

#### (1) 要配慮個人情報関係

No.	該当箇所	確認事項
1	第5条 第4号	「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律4条1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの」は、法第2条第3項における「病歴」に含まれる概念と考えられるが、規則案で規定した趣旨を確認したい。

#### (2) 外国にある第三者への個人データの提供関係

No.	該当箇所	確認事項
1	第11条 第1号	規則案第11条第1号において、「確保されていること」を確認する主体者は個人データの提供元の「個人情報取扱事業者」との理解でよいか。
2	第11条 第1号	金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等を遵守する事業者は、「法第四章第一節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されている」と考えられ、法第24条における「第三者」から除外されるとの理解でよいか。
3	第11条	外国にある「第三者」のうち、規則案第11条に該当するものについては、法第24条の対象から除外されると理解しているが、次に掲げる者がそもそも「外国にある第三者」に該当するのか確認したい。また、今後策定されるガイドライン等でどのような者が外国にある第三者に該当するか明確化されたい。 ①ある日本企業が個人データの保管等を外国企業に委託する場合であって、保管場所（保管するサーバー等も含む）が日本にある場合の当該外国企業 ②ある日本企業が個人データの保管等を日本企業に委託する場合であって、保管場所（保管するサーバー等も含む）が外国にある場合の当該日本企業

#### (3) 個人データの第三者提供に係る確認記録義務関係

No.	該当箇所	確認事項
1	第12条	現行業務において、取引の開始時に、グループ会社など特定の第三者に特定の個人データを提供することについて、書面により本人から同意を得ている場合には、当該同意書をもって「記録」に該当するとの理解でよいか。



No.	該当箇所	確認事項
2	第 12 条 第 2 項、 第 16 条 第 2 項	規則案第 12 条第 2 項において、「当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は一括して作成することができる」とあるが、本規定の趣旨は「データ提供当初に見込まれる場合」だけではなく、「当初より複数回提供がなされた後に、反復して提供をすることが見込まれることが判明した場合」も含まれるとの理解でよいか(併せて第 16 条第 2 項についても同趣旨であるか確認したい)。
3	第 12 条 第 2 項、 第 16 条 第 2 項	第三者提供に係る記録を一括して作成する場合の記録は、個人データの継続的もしくは反復的な提供が終了した後に作成することによいか。また、第三者提供を受ける際の確認に係る記録も同様の取り扱いによいか。
4	第 12 条 第 3 項	インターネットやアプリ上での同意取得の場合は、実務上記録を取るとシステム負荷が大きいため等より、「本人の同意取得があった場合のみ第三者に情報提供が実施される」システムガードが事務フロー上あれば、その事務フローの結果として、本人の同意を得ている旨等の記録すべき事項が判別できるため、そのフローをもって記録義務を果たせるとの理解によいか。
5	第 12 条 第 3 項、 第 16 条 第 3 項	「当該提供に関して作成された契約書その他の書面」には、①個人データ提供元と本人との間で、物品又は当該役務の提供に関して作成された契約書その他の書面と、②個人データ提供元と個人データ受領者の間で作成された、個人データの授受に係る契約書その他の書面の双方を含み、①または②のいずれかに施行規則案第 13 条に定める事項が記載されている場合には、その一方を保存すればよいという理解によいか。
6	第 13 条 第 1 項 第 2 号イ 第 17 条 第 1 項 第 2 号イ	契約書その他の書面において、第三者提供の本人同意の旨が明示的に記載されていなくても、第三者提供の同意があることが合理的に判断されるようなケース（＝明示的な記載はないが、当該契約書その他の書面によって法上の第三者提供の同意を得ているものと整理されるケース）であれば、第 13 条第 1 項第 2 号イおよび第 17 条第 1 項第 2 号イにいう「同意を得ている旨」が記録されているものと解釈でき、当該契約書その他の書面によって、第三者提供の際の記録に代えられるとの理解によいか。

No.	該当箇所	確認事項
7	第 13 条 第 1 項 第 2 号	第三者提供に係る記録の作成については、法第 25 条第 1 項に「個人情報保護委員会規則で定めるところにより、『当該個人データを提供した年月日』、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない」と明記されているが、法第 23 条第 1 項または法第 24 条の規定により個人データを第三者に提供した場合（本人の同意を得て個人データを第三者に提供した場合）の記録事項には、当該個人データを提供した年月日は含まれないとの理解でよいか。
8	第 13 条、 第 17 条	個人データの提供・受領時の記録事項である「当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定する足りる事項」とは、本人の氏名（苗字名前）を必須とするものではなく、「法人における所属先と苗字」、「電話番号（メールアドレス）と苗字」などのように当該個人であることが特定できる情報であればよいとの理解でよいか。 例えば、ADR 機関等において、事業者に苦情申出人の苦情の取次ぎを行う際に、苦情申出人の意向により、下の名前を聴取等できないケースもあることから、本人の氏名（苗字名前）を記録することが必須となると、事業者への取次ぎに支障が生じ、顧客利便性が損なわれる。
9	第 13 条、 第 17 条	現行法や金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等に則り運営している会員組織(会員には金融機関が加入)の運営主体(例:全国銀行個人信用情報センター、カード補償情報センターなど)において、会員との個人データの授受をデータベース等に記録している場合には、例えば会員がセンターに照会した場合に当該個人データの授受の記録を開示できる場合など、個人データの授受のトレーサビリティが実質的に、確保されている場合には、一義的には会員が法第 25 条または第 26 条の記録等の義務者であるものの、センターが会員分の記録を作成・提供する運用を可能としていただきたい。

No.	該当箇所	確認事項
10	第 14 条 第 1・2 号、 第 18 条 第 1・2 号	<p>個人データの第三者提供に関する記録を一括作成する場合（規則案第 12 条第 2 項但書）や、契約書等を以て記録に代える場合（規則案第 12 条第 3 項）、実務上、1 個人顧客について 1 つの記録を作成するのではなく、複数（例：数百人、数千人）の個人顧客（本人）分について、1 つの記録（エクセルファイル（一覧表）、CVS ファイル、簿冊等）が作成される場合がある。このように、複数（例：数百人、数千人）の個人顧客（本人）分について、1 つの記録を作成した場合、その記録のうち、提供がなされないことが確実な個人顧客に係る記録（記録（エクセルファイル）の一部）については、早期に（当該個人に係る個人データを最後に提供した日から 1 年または 3 年を経過した日に）消去することが可能であるとの理解でよいか。消去ができないとすると、1 人 1 つの記録を作成等せざるを得なくなり、実務上負荷が膨大となる。</p> <p>（例） 2017 年 11 月、A 銀行は、一括作成方式を利用し（施行規則 12 条 2 項）、500 人分の個人顧客の個人データの提供の「記録」（エクセルファイル）を一括作成し、その後、500 名の個人顧客の個人データを、第三者に対し、継続的に提供していた。2018 年 11 月、500 名のうち 50 名について、以後、この 50 名の個人データを第三者に提供する必要がない事態になった（例：50 名について、契約が解除されるなどして契約関係がなくなった）。</p> <p>A 銀行は、2018 年 11 月時点で、この 50 名を「記録」（エクセルファイル）から削り、別のエクセルファイルに移管し、2018 年から 1 年が経過した後、この 50 名分の記録を削除することができることを確認したい。</p>
11	第 15 条 第 1・2 項	<p>第三者から個人データの提供を受ける際の、当該第三者による当該個人データの取得の経緯の確認の方法は、「当該個人データの取得の経緯を示す契約書等の書面の点検その他の合理的な方法」とされているが、必ずしも契約書その他の書面の提示を促す必要はなく、当該第三者から申告を受ける方法でもよいか。</p>
12	第 18 条	<p>規則案第 15 条第 3 項に規定される方法（同一であることの確認）によって第三者提供を受ける際の確認を行う場合の過去の記録についても、その保存期間は、規則第 18 条各号に定める期間であるとの理解でよいか。</p>
13	第 12 条～ 第 18 条	<p>信託銀行においては、遺言の執行や遺産整理業務を行っており、被相続人の取引がある金融機関に、相続人に代わって相続財産に係る残高証明書等の発行を依頼することがある。金融機関に残高証明書等の発行を依頼する際に、被相続人および相続人の情報を提出することがあるが、この行為は信託銀行が相続人に代わって行う行為であり、信託銀行は相続人から見て第三者には該当しないため、発行依頼の際の金融機関への提供も、金融機関が信託銀行に発行する行為も第三者提供・受領には該当しないと理解してよいか。</p>

No.	該当箇所	確認事項
14	第 16 条～ 第 18 条	<p>ADR 機関等で苦情等の受付を行う際、苦情等の申出人から、苦情等の申出内容において、申出人以外の個人の情報を得る場合がある（申出人の親族の氏名等。または法人の場合には当該法人の従業員名やその他法人（苦情対象先等）の従業員名）。ADR 機関等においては、そうした情報をデータベースに入力することがあるが、この場合に以下の事項を確認したい。</p> <p>① 苦情等の申出人から第三者（家族等）の「個人情報」を受領する場合（電話での聴取等）には、その後データベース化するとしても、「個人情報」を受領しており、法第 26 条の個人データの第三者提供を受けた場合の規定が適用されないとの理解でよいか。また、同情報をデータベース化した後、再度苦情等の申出人から同じ第三者の「個人情報」を受領した場合であっても、同様に考えてよいか。</p> <p>② 苦情等の申出人から第三者の「個人データ」（苦情申出人（法人）の従業員名等が個人データである場合等）が提供される場合（電話での提供等）であって、それが単体の個人データの場合には、ADR 機関等が受領するのは「個人情報」であり、その後データベース化するとしても、法第 26 条の個人データの第三者提供を受けた場合の規定が適用されないとの理解でよいか。また、同情報をデータベース化した後、再度苦情等の申出人から同じ第三者の「個人データ」の提供（単体）があった場合（電話での提供等）であっても、同様に考えてよいか。</p>

#### （４）匿名加工情報関係

No.	該当箇所	確認事項
1	第 21 条 第 1 項、 第 22 条 第 1 項	匿名加工情報の作成・提供時の公表については、その後も繰り返し作成・提供をする可能性があり、その都度、公表を実施するのは実務的に困難であるため、例えば、必要な内容を常時公表する場合は、その公表した範囲内であれば、都度公表は不要との理解でよいか。
2	第 21 条、 第 22 条	匿名加工情報を顧客から第三者提供に係る同意を得た個人情報（個人データ）のみを用いて作成した場合、当該作成時および提供時における公表の要否を確認したい。

以上